

【本号の内容】

1. はじめに
2. IFRSの初度適用
3. のれんへの影響
4. おわりに

株式会社デューデリジェンス (DCo)はGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dcock.comにて紹介しています。

IFRSが適用される期の1期間前からIFRSに基づいて財務諸表を作成する必要がある

～IFRSの初度適用による『のれん』への影響～

1. はじめに

上場企業の連結財務諸表においてIFRS(国際財務報告基準)が適用された場合、のれんが非償却となり、毎期減損テストを実施することになるということは多くの方がご存知かと思えます。一方で、下記のような詳細な論点についてはいかがでしょうか。

- ✓ IFRS適用前に日本基準で計上されたのれんは、IFRSにおいてもそのまま計上されるのか
- ✓ IFRS適用前に日本基準で計上されたのれんは引続き償却されるのか
- ✓ 日本基準で償却を行ったのれんを再計上(戻入計上)することはできるのか

これらの論点はIFRS適用後の損益及び純資産額に大きな影響を与える可能性があるため、論点をしっかり把握した上で事前に対策を講じておくことが肝要となります。

今回のDCo Newsでは、IFRSの初度適用の概要について簡単に触れた上で、初度適用がのれんにどのような影響を与えるのかについて解説致します。

2. IFRSの初度適用

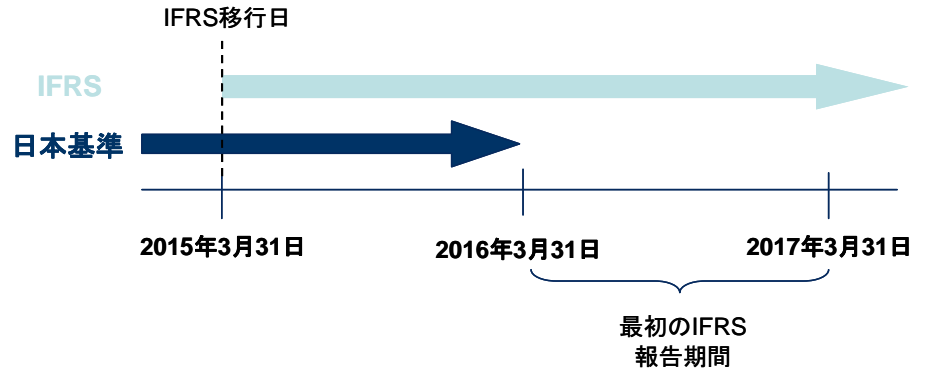
(1)IFRSへの移行日について

IFRSが適用された期においてIFRSへ移行すればよいと思われがちですが、実際はIFRSが適用される期の1期間前からIFRSに基づいて財務諸表を作成する必要があります。これは、最低1年分の比較情報を開示しなければならないためです。

例えば2017年3月期にIFRSが適用された場合、2017年3月期の財務諸表は当然IFRSにより作成しなければなりません。1期間前に当たる2016年3月期は、日本基準での財務諸表に加えてIFRSによって財務諸表を作成する必要があります。ここで留意すべきは、2016年3月期のIFRSの財務諸表には、開始財政状態計算書(日本基準における貸

借対照表のことを指します)、つまり 2015 年 3 月末現在の財政状態計算書も含まれるということです(図 1(例)参照)。

【図 1(例)】



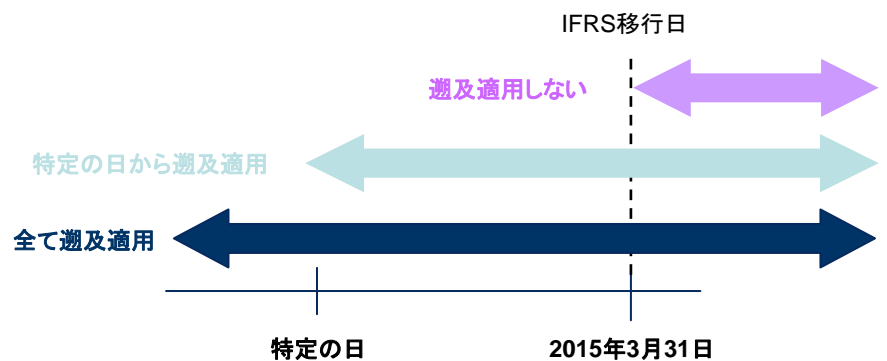
(2)IFRS 初度適用における遡及適用について

M&Aに係る会計処理についてはIFRSを遡及適用するかどうかを選択することができる

初度適用に関して規定しているIFRS1号は、IFRS開始財政状態計算書の資産・負債を求めるに当たり、必要な範囲で従前からの自国の会計基準からIFRSへ遡及適用することを求めています。一方、企業結合に係る会計処理について規定されているIFRS3号については、この遡及適用に関して免除規定が設けられているため、選択によって遡及適用しないことも可能です。つまり企業結合に係る会計処理の遡及適用には、以下の3つの選択肢があるということになります(図2参照)。

- ① 全てIFRSを遡及適用する
- ② 特定の日からIFRSを遡及適用する
- ③ IFRSを遡及適用しないで移行日以後IFRSを適用する

【図 2】



しかし、実際「全て遡及適用する」ことは過年度に行われた全てのM&AをIFRS3号に基づき一から処理し直さなければならず、実務上非常に煩雑であり選択肢になり得ないものと思われます。実質的な選択肢は、

「特定の日から遡及適用する」ことか「遡及適用しない」ことの2つになりますが、特段の事情がない限り手続きが簡略な「遡及適用しない」ことが選択されるものと思われます。

「特定の日から遡及適用する」ことを選択した場合には、特定の日以降の全ての M&A が IFRS3 号に基づき処理されるため、のれん及び無形資産が計上し直され、計上されたのれんは非償却として取り扱われることとなります(今までののれんの償却は全て戻入処理されます)。

「遡及適用しない」ことを選択した場合には、今まで計上したのれんの償却費が戻入処理されることはありませんが、IFRS 開始財政状態計算書にて IFRS3 号に基づき無形資産の公正価値を算定し直す(移行日時点において計上されているのれんのうち他の無形資産として認識すべきものがあれば、当該無形資産として計上する)こと、及び IAS36 号に基づきのれんの減損テストを実施することが求められます。

3. のれんへの影響 (IFRS3 号を遡及適用しない場合)

「2. IFRS の初度適用」において初度適用の際の処理について述べてきましたが、IFRS3 号を遡及適用しない場合において初度適用の処理がのれんに対しどのような影響を与えるかについて解説致します。IFRS3 号を遡及適用しない場合の初度適用の処理及びのれんへの影響は以下の通りです。

IFRS3 号を遡及適用しない場合、戻入を行うことなく IFRS 移行時からのれんの償却は停止される

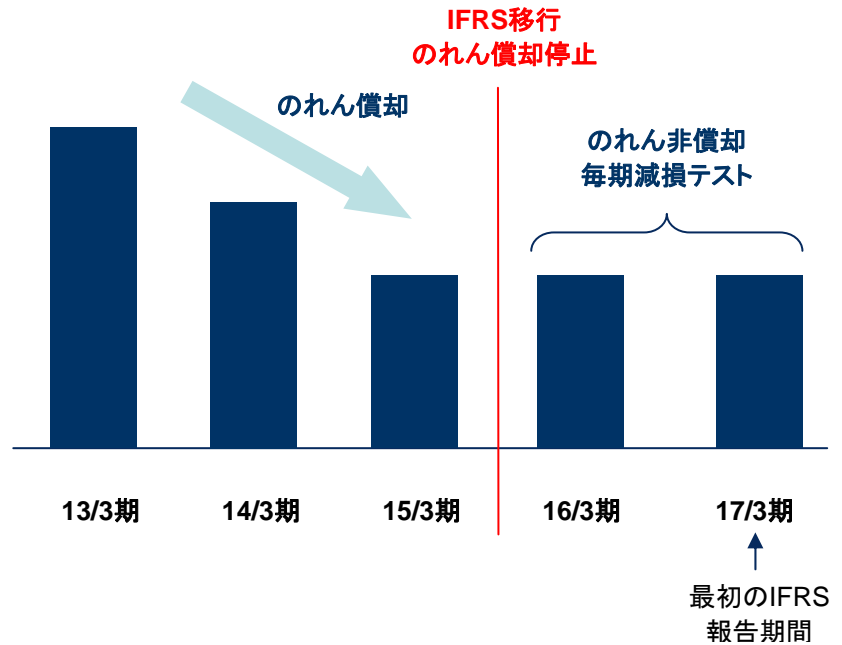
	初度適用の処理	のれんへの影響
①	IFRS が適用される期の1期間前から IFRS に基づいて財務諸表を作成する	のれんは IFRS が適用される期の1期間前から非償却(1期間前から償却を停止する。戻入は行わない。)となり、毎期減損テストが行われる
②	IFRS 開始財政状態計算書の作成時において IFRS3 号に基づき無形資産の公正価値を算定する	PPA(*1)の過程において無形資産を認識しておらず、IFRS 適用に伴い、のれんから無形資産に振替えることになる可能性がある
③	IFRS 開始財政状態計算書の作成時から IAS36 号に基づき毎期のれんの減損テストを実施する	IFRS と日本基準の減損テストの方法が異なり、IFRS 適用によつてのれんに係る減損損失が計上されやすくなる可能性がある

- ① のれんは IFRS が適用される期の1期間前から非償却となり、毎期減損テストが行われる

(*1) PPA(パーチェス・プライス・アロケーション)とは、買収対価を被買収企業の識別可能資産・負債に配分する作業をいう。識別可能資産には、被買収企業の貸借対照表に計上されていない無形資産も含まれる。

「2. IFRS の初度適用」において用いた具体例(仮に 2017 年 3 月期に IFRS が適用された場合)に基づくこのれんの金額は図 3 のような動きとなります。

【図 3】

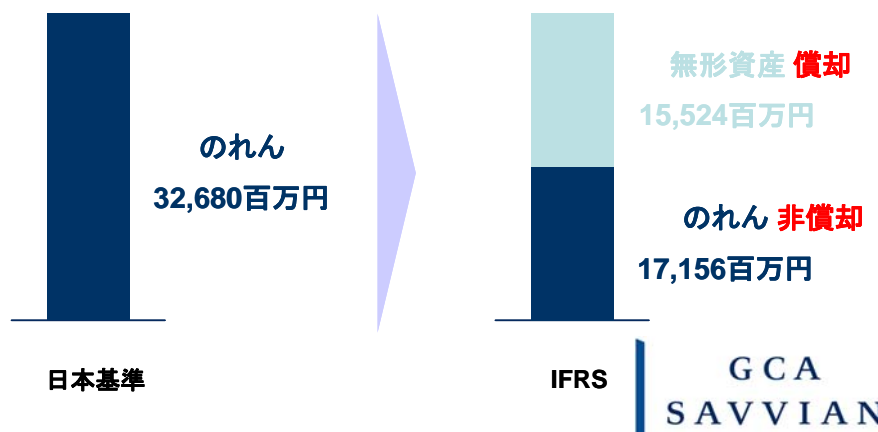


IFRS 移行時にはのれんから無形資産への振替を行う可能性がある

② PPA の過程において無形資産を認識しておらず、IFRS 適用に伴い、のれんから無形資産に振替えることになる可能性がある

企業結合に当たり、対象企業において識別される無形資産は IFRS においては認識しなければならないとされています。一方、日本基準では 2010 年 4 月 1 日以降開始する事業年度以前は必ずしも認識する必要はなく、2010 年 4 月 1 日以降開始する事業年度以降認識しなければならないことになりましたが、現在でも実務上、無形資産が認識されていないケースが多く存在します。そのため、移行日において IFRS3 号に基づき無形資産の公正価値を算定すると、のれんから無形資産へ一部振替を求められる可能性があります。IFRS を任意適用している HOYA 株式会社においては、2010 年 3 月期における初度適用に当たり、2008 年 4 月 1 日現在ののれんが下記の通り、一部無形資産へ振替えられています。

【IFRS 初度適用事例(HOYA 株式会社)】



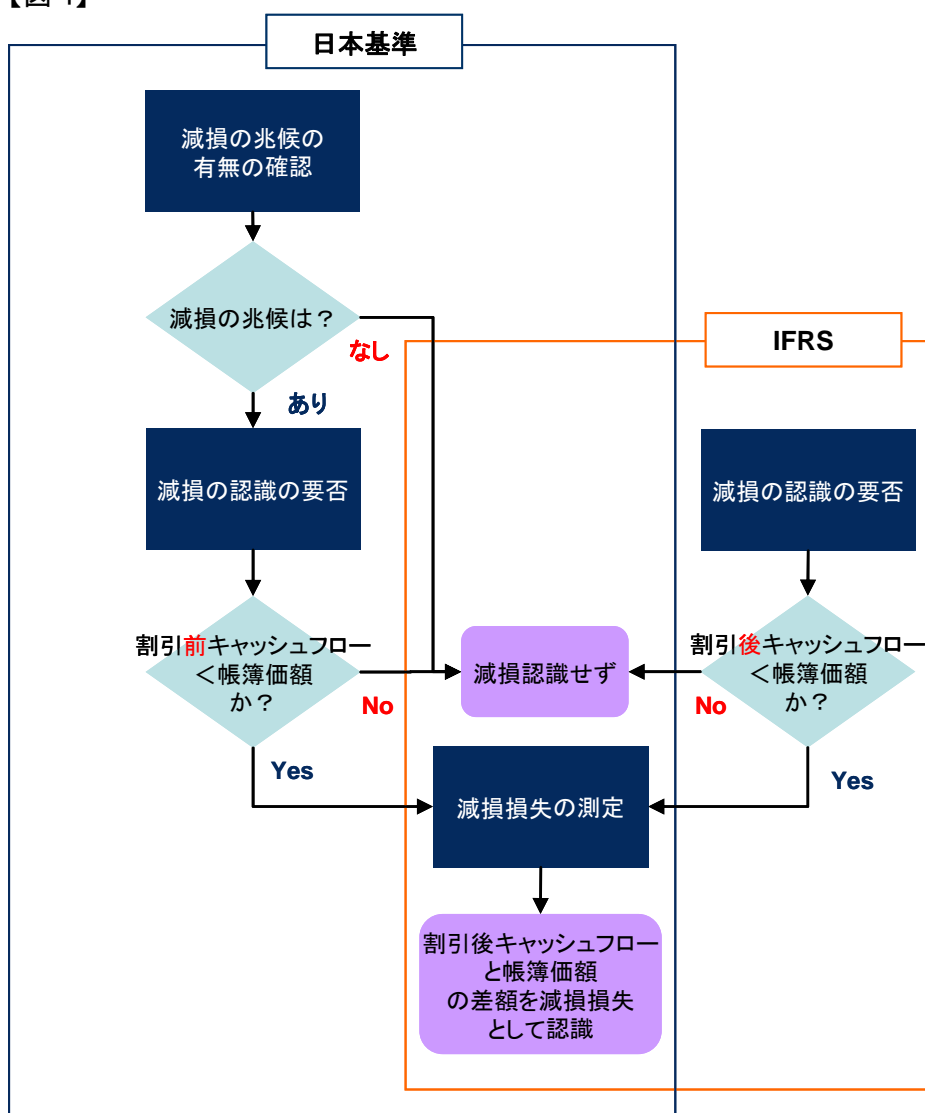
以上より、従来計上されていたのれんが必ずしも全て非償却になるというわけではなく、無形資産へ振替を行うことにより引き続き償却される可能性もあります。

IFRS 移行時にのれんの減損テストを実施する必要がある

- ③ IFRS と日本基準ののれんに関する減損テストの方法が異なり、IFRS 適用によってのれんに係る減損損失が計上されやすくなる可能性がある

日本基準においては、減損の兆候がある場合、帳簿価額と割引前キャッシュ・フローを比較し、割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っているのであれば、減損損失を計上する必要はありません。しかし、IFRS においては、のれんを含む非償却の無形資産に関し、減損の兆候の有無に関わらず、帳簿価額と割引後キャッシュ・フローを比較する測定手続きを行うため、移行日においてのれんが減少する可能性があります(図4参照)。

【図4】



4. おわりに

上述しました通り、IFRS の初度適用によりのれんの金額は大きく変動し、IFRS 適用後の損益及び純資産額に大きな影響を与える可能性があります。特に、過去の M&A 案件における PPA の過程で無形資産を認識せず IFRS 適用に伴い今まで計上していたのれんを無形資産へ振替えるという作業は数多くの会社に対応を迫られ、また IFRS 適用後の損益に大きな影響を与えるものと思われます。しかし、IFRS 適用直前に対応するのでは、十分な時間を確保できない、及び必要な資料が収集できないなどの問題が生じる可能性があります。そのため、のれんの償却期間を長く設定していることにより IFRS 適用時に未償却残高が残っていると想定される場合には、時間的な余裕をもって適切な無形資産を認識し直し、公正価値を測定しておくことが必要であると思われます。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

月成 良平	ヴァイスプレジデント	rtsukinari@dcokk.com
戎野 順一	アソシエイト	jebisuno@dcokk.com